

岩手県告示第410号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成30年5月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年4月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 伸和ハウス株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市竹山町3番9号
 - ウ 代表者の氏名 佐藤美智男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第3415号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年4月16日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年4月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社三和水道工事店
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字永沢19番地5
 - ウ 代表者の氏名 鎌田仁
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第4651号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年4月9日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年4月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 宮澤工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市厨川五丁目20番17号
 - ウ 代表者の氏名 宮澤佐一郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第5377号
 - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年4月6日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年4月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 谷地建設
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町中野第1地割63番地2
 - ウ 代表者の氏名 谷地清隆
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第5458号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年4月17日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法

第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成30年4月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社キタバン

イ 主たる営業所の所在地 北上市堤ヶ丘二丁目1番66号

ウ 代表者の氏名 照井淳

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第8639号

(3) 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年4月4日付けで屋根工事業及び板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成30年4月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ヤナギヤ

イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻荒巻横道上30番地3

ウ 代表者の氏名 柳谷勝聖

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第9749号

(3) 処分の内容 建築工事業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年4月13日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成30年4月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 羽柴興業

イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町権沢17地割39番地

ウ 代表者の氏名 羽柴昭一

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第10140号

(3) 処分の内容 土工事業、とび・土工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年4月4日付けで土工事業、とび・土工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成30年4月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 須田建設

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢若柳字明神下52

ウ 代表者の氏名 須田真由美

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第60138号

(3) 処分の内容 建築工事業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年4月20日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成30年4月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 山陰設備株式会社

イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町大槌第16地割20番地54

ウ 代表者の氏名 山陰秀明

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第110119号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年4月16日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成30年4月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社福德建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東黒石野一丁目12番14-101号

ウ 代表者の氏名 佐々木大成

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第120081号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年4月23日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成30年4月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 吉武建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市茶畑二丁目7番19号

ウ 代表者の氏名 吉田美知子

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-29）第594号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年4月2日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。